

◎シルバー保険について（請負・委任）

【他人の財産を破損したときは】

- ◆直ちにセンター事務局へ連絡し、事務局の指示に従ってください。



賠償責任保険 — 会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合 —

保険金の出る場合	就業中、誤って他人に身体障害（死亡やけが）を与えたり、他人の財物を破損（こわしたり・よごしたり・なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合
てん補される損害	1 損害賠償金＝賠償債務の弁済のために支払う金額 2 応急手当費用＝応急手当、護送等緊急措置に要した費用 3 その他争訟費用（争訟費用・弁護士報酬等）、保険会社への協力費用（保険者が被保険者と折衝する場合に協力したための支出）等が対象となります。

賠償の内容	限度額		その他
身体賠償	1名につき	3,000万円	ただし、保険期間中にセンター全体での身体賠償額が限度額を超えた場合、超えた部分については、てん補されません。
	1事故につき	1億円	
物損賠償	1事故につき	1,000万円	ただし、保険期間中にセンター全体での物損賠償額が限度額を超えた場合、超えた部分については、てん補されません。

※自動車事故については対象になりません。ご自分の自動車保険を使用してください。

※賠償責任保険を使用する場合は、一部負担金として1万円を会員が負担します。

（1万円を超える損害額は保険から支払われます。）

詳しいことは事務局へお尋ねください。